

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社麦島建設  
住所：名古屋市昭和区鶴舞二丁目 19 番 10 号

2. 指名停止措置期間 自 令和 6 年 1 月 31 日 2 ヶ月  
至 令和 6 年 3 月 30 日

### 3. 事実概要

株式会社麦島建設は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和 3 年 7 月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐる、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和 5 年 11 月 9 日、木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同 11 月 21 日までに罰金 50 万円の略式命令を受けた。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 8 号イに該当する。

#### <指名停止措置要領別表第 2 第 8 号イ>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から イ 2 ヶ月以上 12 ヶ月以内 ロ 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫  
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 029-864-0564